



第2章 みんなが安全・安心に暮らせる まちの実現

第1節 安心して暮らせるまちづくり

- 第1項 防災 ★★★
- 第2項 交通安全
- 第3項 防犯
- 第4項 消費生活

第2節 健康づくりの推進

- 第1項 保健★★
- 第2項 医療

第3節 地域共生社会の実現

- 第1項 地域福祉
- 第2項 高齢者福祉
- 第3項 障がい者福祉
- 第4項 子どもを守るしくみづくり
- 第5項 社会保障

(★目標・指標を設定)



第1節 安心して暮らせるまちづくり

第1項 防災



■ 現況と課題

地域防災力の強化のため、これまでの自主防災組織の結成に向けた普及・啓発だけでなく、結成済みの自主防災組織に対する組織強化に向けた取組みも必要となっています。

そのためには、地域の防災リーダーの養成が不可欠であり、行政と自主防災組織の連携のほか、「小浜市防災士の会」のような市民が中心となって設立した団体とも連携し、地域の防災力向上につながる取組みを推進していく必要があります。

また、いつ起こるか分からない大規模災害に備え、これまで水や食料等の備蓄物資や段ボールベッド、間仕切り等の防災資機材の整備、さらには同報系防災行政無線や緊急速報メール、防災メール等の住民への情報伝達手段の確立、移動系の通信網を活用した業務用トランシーバーの導入等、通信手段の確保などに取り組んできましたが、引き続き、市民が安心して暮らせる防災体制の強化を図っていく必要があります。

そのほか、災害時の被害軽減を図るため、地域防災計画に基づく各種防災マニュアルの策定や各種ハザードマップ³³の作成等を進めてきましたが、それらに基づく行政から発信する避難情報といった防災情報に対して、市民が適切な行動がとれるよう防災意識の向上を図っていく必要があります。

■ 基本方針

地球温暖化などの気候変動に伴うゲリラ豪雨や大型台風による災害、巨大地震による災害、原子力施設の事故による災害、さらにはテロなどの武力攻撃事態における災害等による被害を軽減するため、防災体制の強化や地域防災力の向上に努めます。

また、災害から市民の生命・身体および財産を守り、安全・安心に暮らせる生活環境を築くため、市民と行政が一体となり、自助、共助、公助による防災・減災に向けた取組みを推進します。

■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	
		令和元年度	令和7年度	令和12年度
自主防災組織の結成団体数	自主防災組織の登録団体総数	112 団体	147 団体	147 団体
地域防災マップの作成団体数	地域防災マップを作成した自主防災組織数	0 団体	50 団体	147 団体
防災メール登録者数	市防災メールへの登録者数	1,392 件	1,900 件	2,400 件

³³ ハザードマップ | 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所等の位置などを表示した地図のこと。

第1節 安心して暮らせるまちづくり



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 自助、共助、公助による防災の推進

- 自主防災組織に期待される役割は、大規模災害の発生時において住民同士の協力・連携による避難、避難生活に必要な活動、安否確認などの情報伝達、主体的な救助・救護などがあります。防災では、特に自助、共助が重要であることから、自主防災組織の結成や組織の強化・活性化に向けた普及・啓発に努め、行政と自主防災組織の連携を図ります。
- 地域の防災リーダーを養成するため、「小浜市防災士の会」と連携し、防災士資格取得者を増やすための取組みのほか、自主防災組織のリーダーや防災士を対象とした研修会等を実施し、地域防災力の強化に努めます。
- 大規模災害が発生した際などに、災害ボランティアの活動拠点として設置される「災害ボランティアセンター」の運営に民間事業者等の協力が得られるよう、平時から研修会等を通じて連携を図ります。

第2号 防災体制の整備

- 突発的に発生することが予測される災害に備え、迅速かつ的確に対処できるよう、備蓄物資や防災資機材の充実、同報系防災行政無線設備の長寿命化等を計画的に進めます。
- 大規模災害時であっても、行政として適切な業務が執行できるよう「業務継続計画」に基づく体制整備、また国や県、その他の外部機関からの応援をスムーズに受け入れるための受援体制の整備に努めます。
- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の避難支援個別計画の策定に努めます。

第3号 防災対策の充実

- 避難所としても使用される公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、市民の生活基盤である木造住宅の耐震診断や耐震補強を促進します。
- 洪水や津波等の各種ハザードマップの活用や、「マイ・タイムライン」「地域防災マップ」の作成等、市民に平時より災害への備えを進めてもらえるよう、市政広報や出前講座等を通じて普及・啓発に努め、市民の防災意識向上を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、「自分の命は自分で守る」という自助、「周りの人たちと助け合う」という共助の精神に基づき、平時から災害に対して十分に備えるとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対処できるよう、防災意識の向上に努めます。

また、自主防災組織や区において情報伝達訓練を実施する等、災害時にどういった行動をとるのか地域で確認するなど、地域防災力の強化に努めます。

市民・団体・事業者は、行政等が計画する研修会・防災訓練に参加し、災害対策に関する正しい知識や技術の習得に努めます。

市民・団体・行政は、お互いに連携し、地域の災害時要配慮者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努めます。

第2項 交通安全



■ 現況と課題

近年、交通死亡事故や人身事故の発生は減少傾向にありますが、高齢者や子どもが被害者となる悲惨な事故は現在も発生しています。

このため、交通安全協会等の関係機関と緊密な連携を図りながら各年齢層に応じた啓発活動を推進して、市民一人ひとりが交通マナーや危険予知に対する意識をさらに高める必要があります。

また、飲酒運転、速度超過、信号無視等の運転行為について、悪質で危険性の高い行為であることを改めて認識することが重要です。



高齢者安全運転技能大会

■ 基本方針

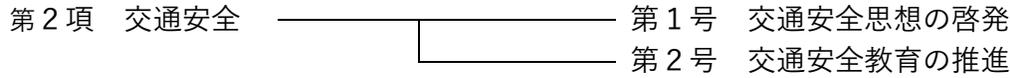
交通事故のない安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりに向けて、幼児、児童、生徒、高齢者に対する交通安全教育のさらなる充実を図るとともに、関係団体との緊密な連携のもとに、家庭や地域における交通安全思想の普及・啓発を推進します。

また、体験型交通安全教育の充実を図るとともに、若年、壮年層に対して、高齢者や幼児等の保護対象の理解を深める活動を推進します。

第1節 安心して暮らせるまちづくり



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 交通安全思想の啓発

- 交通安全の普及を促進する各種団体との緊密な連携のもとに、重大な交通事故に直結する可能性が高い飲酒運転、速度超過、信号無視等の悪質な交通違反の根絶に向け、家庭や地域等における交通安全思想を普及します。
- 高齢者運転免許自主返納支援事業を通じて、高齢者が当事者となる交通事故の抑止に努めるとともに、全年齢層に対する総合的な交通安全対策を推進します。

第2号 交通安全教育の推進

- 幼児・児童・生徒の交通安全意識を醸成するため、交通安全指導員による保育園や幼稚園、小・中学校における体験型交通安全教室および小浜市交通指導員による街頭での交通安全指導等を推進します。
- 発生割合が高止まりしている高齢者が関係する交通事故の対策として、高齢者交通安全師範学校における安全教室を実施するとともに、小浜市シルバー交通安全推進員の積極的な活動を推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、交通安全に対する理解をより一層深めるため、交通安全講習会等への積極的な参加に努めます。
 市民・団体・事業者は、自主自立で、交通安全意識の高揚に取り組みます。また、家庭や地域において飲酒運転をはじめとする悪質運転を許さない社会をつくり、交通事故の根絶に取り組みます。
 行政は、若狭交通安全協会小浜支部等の交通安全対策を推進する各種団体が、事故抑止に向け思想の普及を円滑に取り組める環境づくりを支援します。

第3項 防犯



■ 現況と課題

本市では刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、県内においては子どもに対する声かけ事案や女性が被害者となる犯罪の発生のほか、振り込め詐欺の巧妙化が進んでいます。また、全国的にも重大な結果に至る凶悪犯罪の発生が認められる状況にもあります。

このため、防犯隊等の防犯関係団体が警察と連携して自主防犯活動を推進し、犯罪のない安全で安心できるまちづくりを進める必要があります。



小浜市防犯隊辞令交付式

■ 基本方針

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちをめざします。

また、近年の犯罪は、全国的に凶悪・巧妙・低年齢化、広域化の傾向にあることから、防犯隊のパトロール等の自主防犯活動を推進するとともに、サイバー犯罪等の新たな課題についても留意し、犯罪のないまちづくりに向けて市民の防犯意識の高揚を図ります。

第1節 安心して暮らせるまちづくり



■ 施策の体系

第3項 防犯 ————— 第1号 犯罪の防止

■ 取組内容

第1号 犯罪の防止

- 子どもや女性に対する声かけ事案や街頭犯罪の発生を抑止して、犯罪のない安全で安心なまちをめざすため、防犯隊のパトロール活動等、自主防犯組織による積極的な犯罪抑止活動を推進します。
- 県民や県内の団体・事業者が取り組んでいる「夕方見守り運動³⁴」等の自主防犯に係る諸活動を推奨するとともに、振り込め詐欺被害防止等の犯罪の抑止に向けた広報啓発を積極的に行い、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- あわせて、近年巧妙化するインターネット等を通じたサイバー犯罪³⁵等に関する注意喚起を行います。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、「夕方見守り運動」等の趣旨を理解し、積極的な実施に努めます。

団体・事業者は、防犯パトロール等の自主防犯に係る諸活動を積極的に推進します。また、PTA、教員、防犯隊による合同パトロールを実施し、犯罪や少年非行の防止に努めます。

行政は、防犯隊やPTA等が一体となって活動できる環境づくりの支援に努めます。

³⁴ **夕方見守り運動** | 子どもの声かけ事案が発生しやすい夕方に大人が誘い合って、屋外で作業する、散歩する等を心がけ、地域ぐるみで子どもを守り育てる運動。

³⁵ **サイバー犯罪** | コンピュータ技術および電気通信技術を悪用した犯罪のこと。

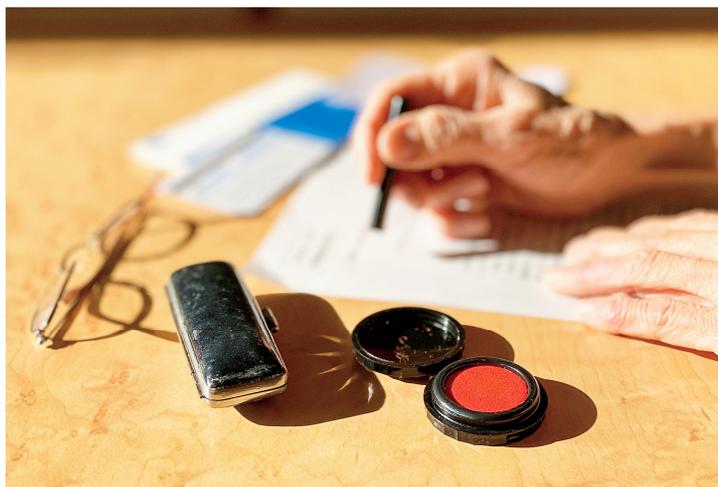
第4項 消費生活



■ 現況と課題

近年、高度情報化の進展により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、商品やサービスの利用、販売の形態も複雑・多様化しています。振り込め詐欺や投資詐欺、公的機関を名乗る還付金詐欺、さらには情報通信の発達により、インターネットによる被害が増加しており、年代を問わず消費者トラブルは後を絶ちません。

こうした悪質商法の手口はますます巧妙化しており、新たな消費者問題に対し、市民の安全・安心を確保するため、消費者の視点に立った効果的な情報提供や消費者支援が必要です。



■ 基本方針

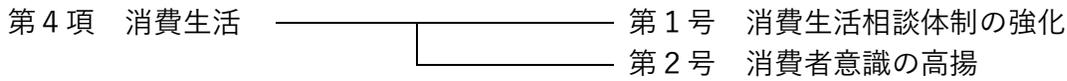
消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、複雑・多様化する消費者問題に的確に対応できるよう、相談員の資質向上に努め、消費生活相談体制の強化を図ります。

また、消費者被害を未然に防止するため、市民自らが的確な判断と行動ができるよう、必要な知識や情報の普及・啓発に努めます。

第1節 安心して暮らせるまちづくり



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 消費生活相談体制の強化

- 高度化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、相談員の資質向上に努めるとともに、福井県嶺南消費生活センター等の関係機関と連携を強化し、迅速かつ的確に消費者被害の救済を図ります。
- P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム) を活用し、相談業務の効率化を図ります。

第2号 消費者意識の高揚

- 複雑・多様化が進む、消費者問題に的確に対応するため、正しい知識を持ち、自ら行動できる「自立した賢い消費者」を育成します。
- 消費生活講座や出前講座を開催し、被害にあわないための知識の普及や情報提供を行います。
- 暮らしのアドバイザーや消費生活モニターから地域の消費者問題情報を集約し、悪質商法等の情報提供を積極的に行い、消費者意識の高揚を図るとともに、被害の未然防止と早期発見に取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、自らが消費者として、自己の責任で的確な判断や責任ある行動がとれるよう、正しい知識を備え、実践できる「自立した賢い消費者」をめざします。また、消費者としての自己啓発および消費者意識の醸成・高揚に努めます。

団体は、暮らしのアドバイザー、消費生活モニター等と連携し、地域の消費者問題情報を集約し、消費生活に関する必要な知識や情報の普及・啓発に努めます。

行政は、暮らしのアドバイザー、消費生活モニター等と連携し、消費者意識の普及・啓発に努めるとともに、相談窓口の充実に取り組むほか、各団体の研修等の活動に対して支援します。

第2節 健康づくりの推進

第1項 保健



■ 現況と課題

医療技術の進歩や保健・医療体制の整備、生活環境の向上等を背景に、平均寿命は伸びていますが、生活スタイルや食生活の変化、運動不足、ストレス等により、子どもの成育への影響、若い年齢層からの生活習慣病の発症、早期高齢者のフレイル³⁶や認知機能低下など、年齢に応じた多様な健康課題が生じています。

どのライフステージにあっても、年代に応じた豊かな生活を送るための土台となる心身の健康を維持、継続するための健康的な生活習慣が重要であり、個人、家族、地域の中で、健康の保持増進に取り組むための支援や体制、環境の整備が必要です。

多くの方が罹患し、重症化が考えられる疾患の中には、長期間自覚症状がない疾患も多くあります。早期に変化を発見し、要因となる行動を修正したり、軽症である間に治療を受けるためにも、年齢に応じた必要な健康診査等が受診できる体制を整備し、受診率の向上を図ることが重要です。

さらに、健診結果等で個人や地域の健康課題を明らかにし、その改善に向けて、相談、保健指導、健康教育等を行う体制の充実、マンパワーの確保と関係機関との円滑な連携体制の構築が必要です。

■ 基本方針

豊かな食文化や自然環境を活かした健康づくりを推進します。また、新たに整備する健康管理センターを中心に、医療、福祉、産業、文化、教育、環境等の包括的な連携強化を図り、すべての市民が心身ともに豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。

ライフステージに応じた成長発達と心身の健康の保持増進を支援するため、健康診査、各種検診等を受診することの必要性を啓発するとともに、健康教育や健康相談等の保健事業の充実を図りながら、市民の自主的な健康づくりを促進します。

■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値			目標値	
		平成30年度	令和7年度	令和12年度	令和7年度	令和12年度
ふれあいサロン設置 区数	ふれあいサロンを設置している行政区数	114区 (令和2年度)	117区	119区		
健康寿命年齢	心身ともに自立し、健康的に生活できる寿命の平均年齢	男性 78.5 歳 女性 82.2 歳 <small>出典：福井県健康政策課</small>	男性 78.9 歳 女性 83.5 歳	男性 79.0 歳 女性 83.6 歳		

■ 施策の体系

第1項 保健

- 第1号 母子保健の充実
- 第2号 成人保健の充実
- 第3号 高齢者保健の充実
- 第4号 健康づくりや子育て資源の充実
- 第5号 健康づくりと産業や文化振興との連携
- 第6号 予防可能な疾病の発生等を防止する体制の充実

³⁶ フレイル | 加齢により心身が老い衰え、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間のこと。



■取組内容

第1号 母子保健の充実

- 保護者が、子ども自身が持つ「育つ力」を信じながら健全な成長を促す育児ができ、また、子どものからだのしくみや成長過程を理解し、子どもの様子を見通して子育てできるよう、妊娠期からの健康診査、子育て相談、各種教室等の母子保健事業を通して支援します。

第2号 成人保健の充実

- 自覚症状のない生活習慣病の発症や重症化を予防するため、成人期の市民が健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、健康的な行動への生活改善に取り組むことができるよう、特定健診、健康相談、健康教育等の健康づくり事業を通じて支援します。

第3号 高齢者保健の充実

- 慢性疾患等何らかのからだの不調を抱えながらも重症化することなく、自立した生活がより長く継続できるよう、身体的、精神的、社会的な健康の保持に向けて、保健、医療、福祉その他関係機関が連携し、一体的な健康づくりと生活を支援します。

第4号 健康づくりや子育て資源の充実

- 地域の健康づくりや子育てに関する支援組織・グループ等の結成と活動を支援し、市民が地域で仲間とともに健康づくりや子育てに取り組めるよう、社会資源の充実に取り組みます。

第5号 健康づくりと産業や文化振興との連携

- 豊かな食文化や自然環境を活用して自然に健康づくりに取り組めるよう、産業や文化等の地域資源に健康ポイント等のインセンティブを付加するなど、日々の暮らしの中で、健康づくりに取り組みやすいしくみをつくりまします。

第6号 予防可能な疾病の発生等を防止する体制の充実

- 新型コロナウイルス等を含む種々の感染性疾患や生活習慣病など予防的対策が可能な疾患について、その発症や重症化などに際して個人、家族、地域への影響が最小となるよう、予防的対策の実施に取り組まします。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、自らと家族等の成長発達や健康に対する関心と理解を深め、健康状態を自覚するとともに、その保持増進に努めるため、各種健康診査や保健事業等を積極的に活用します。

団体・事業者は、地域や組織内において、所属する人員の健康づくりに取り組むとともに、健康的な食生活や身体活動に取り組みやすい社会の実現に向けて、団体等の強みを活かした社会貢献の取組みを進めます。

行政は、すべての市民が健康にいきいきと暮らせるよう、健康意識を高める啓発活動や必要な健康診査、相談等の体制を整えるとともに、保健、医療、福祉、教育機関のほか、産業や文化施設、各種団体、事業者等と連携し、日々の暮らしの中で、健康づくりに取り組めるしくみづくりに努めます。

第2項 医療



■ 現況と課題

杉田玄白記念公立小浜病院は、若狭地域の基幹病院として主要な診療科を備え、急性期から慢性期に至るまで幅広い医療を提供しており、新型コロナウイルス等の感染性疾患や原子力災害にも備えた高度な診療体制を有しています。

また、地域の2次、3次医療を担う一方、小浜医師会と連携し、休日や時間外の救急診療、およびへき地医療拠点病院として、無医地区の巡回診療を行っています。

一方、地域の診療所等においては、診療の専門があるものの、どの診療所においても地域のかかりつけ医としての診療を実施しており、地域の1次医療を担っています。

これからの医療体制としては、人口構造の変化や地域の医療介護ニーズに即し、患者の病状に見合った場所で、その状態にふさわしい医療を受けられる体制の整備、急性期から在宅医療まで総合的に診療するかかりつけ医の確保、かかりつけ医と保健、介護、福祉等生活を支える関係機関との連携体制が必要となってきます。

また、新型コロナウイルス等、新たな感染症の発生やまん延が危惧されており、発生の際に速やかな対応ができるよう、平時からの保健と医療の連携が大切です。

■ 基本方針

生活習慣病やフレイル、認知機能低下など慢性疾患や心身の不調を抱える高齢者が多い中、住み慣れた地域で健康に暮らしていくためには、医療だけでなく保健福祉を含めたサービスが切れ目なく、総合的に提供される必要があります。

様々な医療や介護ニーズに対応し得る保健・医療・介護等の切れ目のない一体的な提供体制を整備し、どのような健康状態にあっても、心身ともに豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。

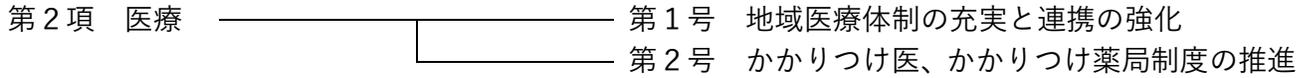
市民の健康と生活を守るため、地域医療の提供体制の充実を図るとともに、病院と診療所の機能分化や各種健診事業、健康教室等の保健事業について、かかりつけ医との連携強化に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症に対して、その感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護できるよう、国、県および医療機関と連携して検査や治療の充実を図るなど、必要な対策を速やかに講じます。

第2節 健康づくりの推進



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 地域医療体制の充実と連携の強化

- 市民が適切で利用しやすい医療を継続的に受けることができるよう、杉田玄白記念公立小浜病院と地域の医療機関において保健、福祉、介護等の連携を強化します。
- 医療や保健福祉に係る連携会議等において、市民の健康診査結果や医療、介護、福祉に係る統計データ等を共有し、市民が地域で健康に暮らせるための対策や支援を協議・検討していきます。

第2号 かかりつけ医、かかりつけ薬局制度の推進

- 医療の機能分化とかかりつけ医、かかりつけ薬局の制度を推進し、市民の医療や薬剤重複による医療負担、健康被害を抑制するとともに、些細な健康不安や不調にあっても安心して相談できる医療者の確保につなげます。
- 自覚症状が少ない生活習慣病等の慢性疾患では、必要な医療や服薬を中断したり、生活状況の変化による心身への影響から、重症化してしまう場合も多いため、健診や保健指導等の保健情報をかかりつけ医と共有する体制を構築し、保健と医療の連携のもと、健康と生活を支援します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、症状や病状に応じた適切な受診のあり方を学習し、かかりつけ医やかかりつけ薬局の確保と地域の医療を守るよう努めます。

行政は、市民のかかりつけ医、かかりつけ薬局の確保を推進し、医療機関の機能分化を図りながら、市民に安全・安心で適正な医療の提供に努めます。

第3節 地域共生社会の実現

第1項 地域福祉



■ 現況と課題

少子高齢化や核家族化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、地域社会を取り巻く環境が変化し、互いに支え合う機能が弱まりつつある中、市民が抱える課題や福祉ニーズが多様化、複合化しています。制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら活躍できる地域づくりが必要です。



■ 基本方針

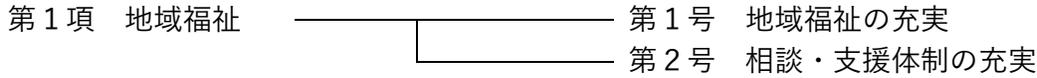
すべての市民が暮らしと生きがい、地域をともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、「地域福祉計画」を推進し、関係機関が協力し、支え合う社会づくりを進めます。

地域福祉活動を支援する、民生委員・児童委員活動の促進や、ひとり暮らし老人相談員などの福祉の担い手づくり、社会福祉協議会を中心とした、様々な団体のネットワークづくりなど、地域福祉体制の維持強化に努めます。

第3節 地域共生社会の実現



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 地域福祉の充実

- 保健・医療・福祉等、関係者の一層の連携強化を図り、多様で質の高い福祉サービスを提供します。
- 社会福祉協議会等、社会福祉団体の地域活動を支援し、地域における福祉活動の展開を図ります。

第2号 相談・支援体制の充実

- 「地域共生社会」を実現するために、子ども、障がい、高齢、生活困窮という分野ごとの課題やニーズへの対応について、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制づくりを進め、相談窓口の周知・啓発に取り組みます。
- 心の健康を損ない、自ら命を絶つ事態が発生しないよう、メンタルヘルス不調の早期発見に向けて取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、主体的に地域課題を把握して解決を試みることに努めます。

団体・事業者は、地域福祉ネットワークの構築に協力するとともに、市民が参画する地域づくりの支援に努めます。

行政は、相談体制の充実に向けて、関係機関が連携できるよう調整を図ります。

第2項 高齢者福祉



■ 現況と課題

人口減少や高齢化の進展により、地域におけるつながりが希薄化しており、地域で孤立しがちな高齢者や支援が必要な高齢者を取り巻く様々な課題を解決していく必要があります。

高齢期の生活の質を高めるためには、社会との関わりを持ちながら、生きがいのある生活を維持することが大切です。

また、高齢者が生きがいや役割を持ち、社会参加することは、自身の介護予防につながるとともに、地域における生活支援の担い手の増加にもつながります。

さらに、すべての高齢者が健康を維持し活躍できるよう、高齢者が培ったこれまでの知識や経験等を発揮できる環境づくりを支援していく必要があります。

介護保険制度の健全な運営を確保するためには、今後、支援を必要とする後期高齢者が増加することを見据え、介護予防の推進や生活支援サービスの充実、認知症高齢者への支援、介護サービスの質の向上を図る必要があります。



高齢者サロン

■ 基本方針

高齢者自身も、支援が必要な高齢者を支える立場としてまちづくりに参画し、すべての高齢者が笑顔で元気に暮らせる社会の実現をめざすため、「地域の仲間と築く生きがいあふれる安心のまちづくり」を基本理念とする「小浜市高齢者福祉計画および介護保険事業計画」に基づく各種施策に取り組みます。

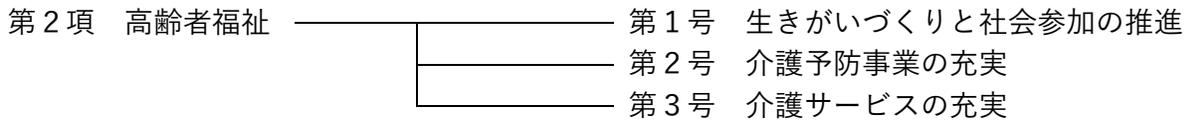
また、地域包括ケアシステム³⁷を充実させるため、保健・医療・介護・福祉の関係機関と連携し、元気な高齢者だけでなく、介護が必要な高齢者、ひとり暮らしの高齢者等すべての高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるよう、介護サービスの充実をはじめ健康づくりや生きがいづくりなど、高齢者の生活を支えるために必要な福祉事業を推進します。

さらに、複雑・多様化する高齢者の生活課題について、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現をめざします。

³⁷ 地域包括ケアシステム | 団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 生きがいきづくりと社会参加の推進

- 高齢者が年齢にとらわれることなく、社会的役割を持ち、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる環境づくりのため、日頃から高齢者同士や他世代とのふれあいにより支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者の活動の場を広げるため、各区のふれあいサロンの充実やソフトバレーボールをはじめとした生涯スポーツ、文化、芸能といったサークル活動、地域のボランティア活動など社会活動への参加を促進し、高齢者が健康で生きがいを持った長寿のまちづくりを進めます。

第2号 介護予防事業の充実

- 健康の自己管理意識を高めるとともに、一人ひとりが積極的かつ主体的に、健康づくりや介護予防に取り組む環境づくりに努めます。
- 高齢者が、生活支援サービスの担い手やボランティア活動に取り組むことを支援し、社会参加の促進と生きがいきづくりによる介護予防効果を高めていきます。
- 身近な地域での社会参加の機会や交流の場を確保することにより、高齢者の居場所づくりや孤立・ひきこもりの防止を図ります。

第3号 介護サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して自立した生活が送れるよう生活支援の体制を整備し、地域の特性に応じた介護予防・生活支援サービスの充実に努めます。また、介護が必要になっても在宅生活が継続できるよう必要な介護サービスを提供します。
- 介護保険事業を適正に運営するため、介護事業者に対する指導や介護給付の適正化への取組み等を通じて、介護サービスの質の向上を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、自らの健康保持に努めるとともに、地域住民同士、助け合い、支え合います。また、地域社会活動に参加します。

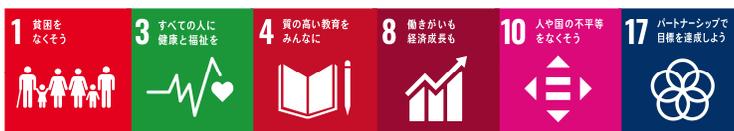
団体は、地域共生社会の実現に向け、高齢者が日頃から高齢者同士や他世代とのふれあいにより、支え合う地域づくりを進めます。

また、支援を必要とする高齢者が、地域で孤立しないよう、見守り活動に取り組みます。

事業者は、必要な介護サービスを提供します。

行政は、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの充実のため、関係機関や団体・事業者と連携を図り、高齢者を支えるための必要な事業を展開します。

第3項 障がい者福祉



■ 現況と課題

身体障がい者、知的障がい者の数は横ばいで推移していますが、精神障がい者の数は、年々増加しています。また、発達障がいや気かりな子も増加傾向にあり、障がいに対する理解と支援体制の拡充が必要です。

そのほか、障がい福祉サービスの利用者が高齢化しており、介護保険へのスムーズな移行が課題となっています。



■ 基本方針

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが主人公になって主体的に生きる力を身につけ、お互いの人権を尊重し合いながら、つながりを持って安心して心豊かに暮らせる社会の実現には、ユニバーサルデザイン³⁸の理念に基づいた「ひとづくり」「しくみづくり」「まちづくり」が必要であり、公的サービスを基盤としつつ、社会参加を促進することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

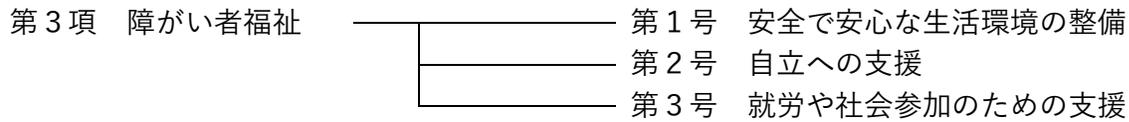
また、障がい児や発達障がい³⁹、気かりな子への支援については、年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制を構築します。

³⁸ **ユニバーサルデザイン** | 障がいの有無や性別、人種、年齢、能力、状況にかかわらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

³⁹ **発達障がい** | 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいのこと。言葉の発達の遅れ、コミュニケーション障がい、こだわり、興味・関心のかたより、集中できない、考えるよりも先に動く、「読む」「書く」「計算する」が苦手など、人によって様々な特徴がある。



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 安全で安心な生活環境の整備

- 「小浜市障がい者（児）福祉計画」に基づき、基本理念である「だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現」を図るため、必要な施策を実施します。また、障がい福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていきます。
- 障がいに対する理解を促進し、心のバリアフリーにつながる啓発に努めます。
- 情報提供・意思疎通支援の充実に努めます。

第2号 自立への支援

- 障がい福祉サービス事業所や若狭地区障害児・者自立支援協議会等、関係機関と連携を図りながら、障がい者一人ひとりの環境に配慮した自立のための支援をより効果的に進めます。
- 各事業者と連携を図りながら、各種障がい福祉サービスを適正に提供します。
- 身近で気軽に相談ができる体制を整備します。

第3号 就労や社会参加のための支援

- 障がい者が生きがいや新たな能力を発見できるよう、各福祉団体の協力を得ながら、多くの障がい者にスポーツ大会等、社会参加の機会を提供します。
- 公共職業安定所や特別支援学校、各施設等の関係機関と連携し、障がい者の能力や特性に応じた就労の場の確保や雇用の安定に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、障がいや障がい者（児）に対する正しい理解を身につけ、交流機会を増やすことで、地域コミュニティの活性化を促進します。

団体・事業者は、障がい者（児）が積極的に社会参加できるよう必要な情報の提供や課題を共有し、解決するための方策を講じるため、連携の強化を図ります。

行政は、障がい者（児）一人ひとりの環境に応じた合理的配慮を提供し、自立につながるよう相談しやすい体制の構築や福祉サービス提供の確保に努めます。

第4項 子どもを守るしくみづくり



■ 現況と課題

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱えている場合があります。児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加しており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

また、ひとり親家庭においては、経済的不安を抱える方や子どもの養育や教育、就職に困難を感じている方も多く存在します。経済的な支援が必要な家庭に、適切なサービスが提供できるよう支援することが必要です。



■ 基本方針

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実し、子どもの虐待を発見した際に、速やかに関係機関に通告し連携、支援できるよう体制強化を図ります。

また、ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、自立支援策に関する情報提供や、子育てをはじめとした生活および就業等に関する相談しやすい環境づくりを進めるとともに、経済的負担を軽減するため、各種制度を活用し生活支援を行います。



■ 施策の体系

第4項 子どもを守るしくみづくり —— 第1号 子どもを守るしくみづくり

■ 取組内容

第1号 子どもを守るしくみづくり

- 生活や子育てに関する相談体制や指導体制の強化および関係機関との連携など、ワンストップで寄り添うことができる体制の整備（子ども家庭総合支援拠点）により、子どもを虐待から守り、安心して生活できる体制を整備します。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、虐待の未然防止や早期発見に協力します。また、必要に応じて、地域におけるひとり親家庭をサポートします。

団体・事業者は、虐待の未然防止や早期発見に協力します。また、ひとり親の自立に向けたスキルアップ講習や子どもの学習支援を行うなど、ひとり親家庭の生活安定に向けた支援に努めます。

行政は、虐待の未然防止や早期発見のため、相談体制を強化するとともに、研修会の実施、マニュアルの作成など、啓発活動もあわせて行います。また、関係機関と連携し、ひとり親家庭の自立に向けた相談や情報提供を行い、経済的・精神的な自立を促します。



第5項 社会保障



■ 現況と課題

保険・年金財政は、市民の安定した生活の維持には欠かせないものであり、安定的な制度運営の継続が必要です。

国民健康保険における被保険者の健康保持増進のための健康づくり事業等の充実を図るとともに、医療費の適正化や保険税の収納率向上、公平負担公平給付に努める必要があります。

また、国民年金制度の適正かつ円滑な運営のため、制度に対する理解を深める必要があります。

生活困窮者については、高齢化の進展や社会環境等の影響で生活保護に至る可能性が高い層が増加傾向にあります。8050問題⁴⁰など、社会的孤立や経済的困窮などを背景に、生活保護、生活困窮ともに相談内容が複雑・多様化していることから、自立相談支援機関やその他の関係機関と連携強化を図り、自立へのサポートを行う必要があります。



■ 基本方針

すべての市民が生涯にわたり、健康で安心して生活することができる健康寿命の延伸に向けたまちづくりを構築することが重要です。

市民が、安心していつでも必要な医療を受けることができるよう、国民健康保険等について適正かつ円滑に運営します。

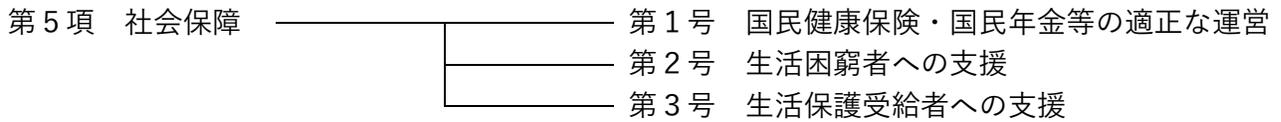
生活保護にいたる前段階の生活困窮者への支援を確実に実施します。また、健康で文化的な生活を営むため、それぞれの状況に応じた生活保護を適切に行います。

⁴⁰ 8050問題 | 80代の親が50代の子とも同居して経済的支援をする、中高年のひきこもりを抱える世帯の問題。

第3節 地域共生社会の実現



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 国民健康保険・国民年金等の適正な運営

- 国民健康保険においては、治療に加え、疾病の予防や早期発見、早期治療につながるよう、保健事業を推進します。
- 保健事業と介護予防等の一体的な事業の実施に取り組み、健康寿命の延伸に努めます。
- 国民健康保険税の収納率の向上に努め、医療費レセプトや特定健診等データ分析に取り組み、医療費の適正化を図ります。また、中心的な役割を担う福井県や福井県国民健康保険団体連合会と連携し、健全な事業運営を図ります。
- 後期高齢者医療制度については、福井県や福井県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な事業運営を図ります。
- 国民年金においては、日本年金機構と連携し、年金制度に関する相談や啓発活動に取り組みます。

第2号 生活困窮者への支援

- 自立相談支援機関を中心に、自立相談支援事業や家計改善支援事業、就労準備支援事業の一体的実施を促進し、それぞれの世帯に応じた適切な援助を充実します。

第3号 生活保護受給者への支援

- 生活保護の相談や申請については、状況を聴き取り、適切な対応をします。また、必要な生活保護を速やかに決定し、受給者を支援します。
- 生活保護受給世帯には、定期的な家庭訪問等を行い、生活実態把握に努めます。また、自立に向けた就労支援等を実施します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

【第1号】

市民・団体・事業者は、自らの健康に関心と理解を深め、健康診査等の保健事業に積極的に取り組むよう努めます。

行政は、医療保険制度の健全運営に努めるとともに、市民の自主的な健康づくりへの意識の醸成を図ります。

【第2・3号】

事業者は、自立支援事業等を活用し、生活困窮者への自立に向けた支援の実施に努めます。

行政は、関係機関と連携して、生活困窮者、生活保護受給者の自立を図ります。

